

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	3	担当課	私学文書課
法令名	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	根拠条項	4	許認可等の内容	受給資格の認定

(根拠規定)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律〔平成二十二年三月三十一日号外法律第十八号〕

(受給資格)

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限る。）に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者

二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者

3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

(受給資格の認定)

第四条 前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第二項において同じ。）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）